

志賀親朋書翰集翻刻（五）

沢田 和彦*、畠山雄三郎**

本紀要第56巻第2号から数回の予定で長崎市の長崎歴史文化博物館所蔵の『東京親朋書翰綴込』の翻刻を連載している。志賀親朋（幼名・浦太郎）は本邦最初のプロのロシア語通詞である。その略伝は第一回に掲載した。翻刻する書翰は、文久元（一八六一）年二月十五日から明治六（一八七三）年八月三日まで十二年半の間に書かれたもの計九十二通である。大部分は親朋から父・親憲（九郎助）に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたものや第三者から父に宛てたものがそれぞれ数通、また契約書や紹介状、證文のような文書もわずかながら含まれている。第五回は元治元（一八六四）年八月二十六日から明治二（一八六九）年九月十七日までの書翰計十八通を紹介する。

キーワード 志賀親朋、志賀浦太郎、志賀親憲、志賀九郎助、稲佐、日露交流史

凡例

一 カタカナ表記の「テニヲハ」は、読み易さを考慮して平仮名に変換した。

二 明確だが判読できない文字、虫食いや破損などで見えない文字は「□」で示した。

三 欠字は原文に応じて字数分を空けた。

四 翻刻者の付したナンバリングが書翰の日付の順序と一致しない場合があるが、オリジナルの書翰集の順序に従った。

五 志賀親朋自らが書翰中に挿入した注は（〜）内に示した。

六 翻刻者の注は〔 〕内に示した。

七 慶應四年九月八日に明治に改元されたが、それ以前の書翰の日付は慶應のままとした。

五一 元治元（一八六四）年八月二十六日 志賀親憲宛て

元治元年子九月八日夜一字幸壽丸便梅太郎帰着持参相達ス
子十一月十三日に亀田丸より遣す返翰済

以幸便一筆啓上仕候 秋冷相至候処被為揃益御壮栄被為遊御座恐悦至
極奉存候 次に私義無異相勤罷在申候 乍懼尊意易被思召被下度奉願
上候

一 亀田丸帰便にて御差越被成下候梅太郎儀着函以来私手許にて召遣ひ
罷在候処随分宜しき様に有御座大慶の仕安心罷在候処 追々無沙汰に
て夜行等仕候間相論申候には〔 〕其方儀他出致候折は拙者へ申聞ず
にては如何なる要用有之かも難斗 付ては出入には必拙者へ申聞差許
候上にて他出可致素より引取候節は猶又其段可申聞 且其方当所拙者

* さわだ・かずひ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学
** はたけやま・ゆうざぶろう、古文書研究

許へ罷在候内勝手用透の折は手習等為致可申旨米蔵よりも頼越候間他
出致候事も相減し手習可致〔一〕旨申聞 同人着直様いろはより乍悪
筆私手本書紙墨筆硯机等与へ置候へ共 今日迄の内二夜か三夜相習算
術等も寄せ算掛け割一と通り教へ置可申とそんじ申聞置候へ共 日暮
候へは無沙汰に他出仕鶏鳴或は朝六ツ半五ツ前に帰宅仕 連れは多く
は初村の僕に御座候 又末吉方へも折々罷越候様子に御座候 此儀も
梅太郎着函仕候夜私申聞候には〔二〕末吉事は米蔵帰国来拙者の夜類
其外蚊帳或は小道具等盗み出し終には暇を出も不致に出行大工等致居
候間 当所へ罷在大工日雇等は方々のしりきれ組斗相集り居候間悪き
事は見習申聞敷〔三〕と存し罷在候内 折々途中にて見掛其容體見兼
候間亭主役の主人を以いろく相諭し漸帰參致候処 大工致居候折の
朋友と被存いろんな者を御役宅に相集候て 其内拙者の御切米等を米
屋へ参り取出し髪結等へ賣拂等致し 又々私宅を立出在留魯人の小使
致居其後ヒを盜候とて出され 今は佛商人の小使仕致候位の儀に付決
て同人と交り致す間敷旨申聞置候へ共 折々私の見を忍ひ末吉方へ罷
越候由にて 外へ使に遣し候へは三時も四時も相掛り途中にて遊び居
じばん或は足袋等のせんたくは水につけ候俣て 既に頃日は私出入の
者御役宅へ罷越金子を五両私机の上にあげ置候を帰宅の折わずれ翌朝
取に参り候処見へ不申 いろく穿鑿甚敷致梅太郎の外南部盛岡の者
にて同国留守居米田貞機へ頼み差置候家来友吉と申者も相尋候へ共存
し不申 昼頃に相成梅太郎持出しわざとかくし置候等と申出異見致候
へはいろく強情申張一向相用ひ不申 第一一向に恐れ候模様無御座
其後又々不埒の筋有之候間事を分け申論候処いろく悪口等申のゝし
り 隣り向ひの御役宅へは調役同並定役元等罷在 何分相困り候間
式つ三つ私手にて頭をたたき候処夫より猶又高聲にてよばはり丸て狂

氣者同様にてでばほふちようを取出来るく悪口仕 近所の家来等被
打寄赤面不過之 余りの事に私運上所へ夜中大雨中かけ込泊番の定役
を頼み候 其役人は市中見廻にて通り掛り余りさわき候間立寄候積り
にておとしいろく致候位の儀に候
右八月廿三日認

此頃は当表魯軍式艘アメリカヤボネツ近々モルシ入港仕候 当節の御
用多の様子梅太郎より御承知奉願候 アメリカカ船にて築城功者の者渡
来候間亀田五陵郭並弁天岬御臺場の模様替差函致居日々右両所へ出張
其外昨夕等はウオスクレセニへにて市中にて式つもけんくわ有之水夫
士官等きづ負其外一兩日前にて魯料理や小使日本人短筒にて士官に被
打いろくにてしみく相認候間含無御座 右梅太郎右の通不埒の筋
も有之何分相困り申候 往々は如何と奉存候間 初村も被申聞候て
は〔一〕是にてはとてよい事は有御座間敷何となく御返し相成候方
可然〔二〕と被申聞くれ候間 兼て永壽丸へ頼み置只今出帆の由申出
候間 梅へは前以何とも申聞ず〔三〕只今亀田へ罷越候処俄に急御用
有之候間親父様へ書状差出ずては不叶 問合せ候処幸ひ只今永壽丸出
帆の由にて船中にて着用致す丈ケ衣類等も持其俣にて右船へ乗込此御
用状持參致し 長崎へは未だ亀田丸滯留罷在候間右船にて御返事持帰
へく〔四〕旨申聞候間 同人帰国の上は不埒の筋等は一方向に御不沙汰
にてよろしきよふに御留置奉願候 相残し置候急便御送可申上候 同
人着函より今月迄金壹両を両度に貸渡申候 只今出帆の節船中用意と
して名村の差函を受金三分為持置候 返すくも同人帰着の上は何と
なし姉とく方へ御返し返すくも奉願候 当方は南部の留守居の世話
にて今一人差置可申都合兩人御地より御差越被下候へばかへつて害を
なし 其者悪事有之候共夫を人に被知候へば第一私の恥辱 其者は夫

につけ込らぬ事を仕候次第にて終には私の極難法を起すよふに至り可申間 以後御差越不被成様奉願候 決て御氣遣ひ無御座様奉願候 右の次第何分よろしく御承知被成下奉願候

一 今日も只今より奉行衆應接にて何分しみ／＼認候儀出来不申猶委細は後便可申上 先づ梅帰崎候へは大儀と御ほめ被成下早速返事を為持箱館へ遣すべき処(一)少々決しない事有之間少し相待候様(二)とか何とか被仰聞 よろしきよふにして御留め置奉願候 右申上度早々如此御座候以上

八月廿六日昼正十二時

於運上所にて

浦太郎 印

子九月八日夜一字梅太郎より相達す

御父上様

膝下

実は只今奉行衆應接始候に付 私の内々の意を申上 出帆為待候迄少しの内應接御延引を願候位の儀に御座候

五二 元治元年九月四日 志賀親憲宛て

子九月廿二日昼十一字魯カレワル便より相達す

返翰濟子十一月十三日亀田丸より遣す

追啓仕候 カレワラ船今晚出帆可仕の処整兼候事件等にて出船は今夜か明晩へ相成申候

一 当節御地へはアドミラル等入港罷在可申定て御用繁可被在奉遥察 其外外国船碇泊は幾艘位候や 当地は魯軍艘ヤポネツ○カレワラのみ

アメリカ船は頃日出帆仕候 其余は何れも商船也英五艘亞三艘宇壹艘

蘭老艘佛壹艘内式艘蒸氣 御国の御船は蒸氣老式本柱四艘に御座候

一 当カレワラ船は直様当国へ立帰りに候へば 何とも奉願兼候へ共

たばこ并足袋丈け御送奉願候 且又此節限り白金巾三四反并白もんぱ

三四反御送被成下度偏に奉願候

一 此品甚龜末の至り候へ共能代木具膳老同吸物椀老御箸老膳 御てあぶ

り老つ是は少々相用候のみにて引手一つ損し候所は龜次郎へ修復被仰

付御取捨奉願候

一 申上度儀は山海候へ共 書翰訳其外公用繁に取紛不能愚筆書外追便と

申残 早々頓首

九月四日昼後四時

浦太郎親朋

子九月廿二日昼十一字魯カレワル便より相達す

御父上様

膝下

一 多分御地へボガテリ船碇泊罷在可申 兼て御送被成下置候品々可相成 御儀に候はゞ当便其俣御送奉願上以上

五三 元治元年九月三日 志賀親憲宛て

子九月廿二日昼十一字魯カレワル便より相達す返翰濟子十一月十三日 亀田丸より遣す

明四日早朝当港出帆いたし候カレワラ船の幸便を得右艦船將ゲルケン

へ頼托し寸楮拝呈仕候 時候不被為障皆々様御揃益御機嫌能被為遊御座恐悦不一方重々奉南山候 二つに私義いつも無異日夜勤務罷在申候乍恐尊意易被思召可被下候

一 当節は定て着崎仕居可申梅太郎事先便申上候通りいろ／＼意味合御座候間 永壽丸代幸壽丸の出崎幸便有之候間永壽丸船頭善兵衛へ頼御地へ差出申候 重々奉願候は同人着の上御叱り等無之様 兎に角同人も御地より当所迄罷越候間 先便も申上候通り素より私方にて何となしに急御用状を為持遣す積りにて差出候間 其御舎にて何となしに姉とく方へ御返被成下度奉願候

一 追々御聞も被遊べく京師且長州等は兎角に穩ならず如何相成候義に候や どふでも御地は御近辺の御事に候へは新聞もいろ／＼御聞に達可申御下知御序奉願候 且又々外国へ御使御差立て相成候由是も横濱鎖港の事に可有御座 返す／＼もずんど平安ならぬ世の中に御座候

一 初村官次郎儀先月廿八日当表出立松前表被參申候 日合も候はゞ幸便の儀を申遣し留守宅其外山本等へも出状被致可申候へ共 差掛り出帆にて何分其儀不能候段 御序同人留守宅且山本へも宜しく奉願候 同人も不相替いつも達者にて御座候

一 魯コンシユル・ゴシケウイチ儀本国より御奉書到来今般帰国仕候当所出立は当分来年四五月頃の由に御座候

一 いろ／＼申上度事は山海候へ共不能愚筆 今日も運上所にて奉行衆應接 奉行衆より魯コンへの御書翰長文尅通短文尅通 御老中方より魯国大臣への御書翰長文尅通 魯コンより奉行衆への書翰尅通 右四通の御書翰訊今日昼後御下け相成 いつもれも急き候事件等にて 何分しみ／＼認候暇無御座 余は追便と申縮右御左右伺旁呈寸楮 早々頓首

九月三日夕

浦太郎親朋

子九月廿二日昼十一字魯カレワル便船將ゲルケンより相達す

御父上様

膝下

追啓 何にも願ひ不申候間 白金巾式三反と白もんば式三反 魯船便より御送奉願候 何れも様へ御序よろしく奉願候 重て謹言

五四 元治元年十一月十二日 志賀親憲より志賀親朋宛て

子十一月十二日龜田丸御船帰便御定役横関新八郎殿上村四郎殿へ相願書状尅封箱館に相送ル

覚

- 一 紺縮緬紋附綿入 壱ツ
- 一 単色金巾紋附綿入 壱ツ
- 一 黒木綿紋附綿入 壱ツ
- 一 黒木綿紋付袷 壱ツ
- 一 けんちう縞形綿入 壱ツ
- 一 是はおおば様御かたみにて候間大事にして下着に致され候事
- 一 上下 式具
- 一 奥縞綿入 壱ツ
- 一 御召縮緬綿入 但下着 壱ツ
- 一 縞の胴着 壱ツ
- 一 皿沙ぐるり下着綿入 式ツ

- 一 くつまかい胴着 壺ツ
- 一 紋付黒羽二重綿入 壺ツ
- 一 拾二桁 夏のもの
- 一 絹結城碁盤縞単物 壺ツ
- 一 皮色の紹鞭先羽織 壺ツ
- 一 布水色紋付帷子 壺ツ
- 一 越後浅黄紋付帷子 壺ツ
- 一 越後白かすり帷子 壺ツ
- 一 仙臺平夏袴 壺ツ
- 一 六桁
- 一 白足袋 三足
- 一 紺足袋 拾足
- 一 野母鱧子拾二腹入 壺箱
- 一 上烟草百卷入 壺箱
- 一 ざぼん拾式唐みかん四ツ入 壺箱
- 一 もんば此代金三分 壺反
- 一 白金巾此代金壺両三分二朱 三着
- 一 但老着代金二分式朱宛余り高直に付代金御しらせ申述候
- 一 精麦 右寄入れ合せ
- 一 大箱 壺箱
- 一 此掛目百拾七斤
- 一 莖包ざぼん十式唐みかん四ツ入 壺箱
- 一 以上

右の通亀田丸御船御帰便へ相願送越申候 御地御着岸の上御請取可有之候 以上

子十一月十二日 志賀九郎助
志賀浦太郎殿

五五 元治元年十一月二十日 志賀親憲宛て

元治二丑正月十一日英商ガルトネル帆船前商船より相達す
同二月十日ボカテル軍艦箱館便より返翰差出相済

幸便を以一筆啓上仕候 追日寒氣相増候の処御全家様被御揃益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉賀候 次に私義無異日夜相勤罷在申候 乍恐尊意易被思召可被下候 扱其後は絶て御左右伺も不仕御無音打過背本意候 多罪平に御仁免奉願上候

一 当節御港へは ボガテリへはアドミラル乗込其外カレワラ・アブレク等碇泊罷在 定て日夜御用多可被為在 頻に御按申上居候
一 先便も申上候通 魯コンシュルゴシケウイチ儀此般帰国願相済 来丑年五六月頃当所發足致候由に付ては 何か廉々御老中方へ御談判申上度由にて近々出府仕候 依之御地碇泊罷在候アドミラルへ軍艦老艘差越候様コンより掛合及び候由の処 三艘の内式艘は急に国許へ相返可申 右船々を本国へ仕出候上は自分も乗組 残の老艘にて箱館へ罷越可申由を返答申越候趣にて コンも殊外立腹罷在申候 多分近日江戸表より入港の当所御備の蒸氣神速丸にて出府仕候儀と奉存候
一 前文申上候通肝要の事件を廉々御老中方に御談判為可申上出府致候に付ては 東都へは魯通弁御用の人も無御座間同道出府可致旨左の通

被仰渡候

申渡

志賀浦太郎

今般魯西亜コンシユル出府いたし候に付ては兼て

御書取を以被仰渡置候趣も有之候間同船出府

可致候

子十一月三日

右は亀田五稜郭老の間において小出左衛門尉殿被仰渡 立會組頭三田喜六調役高木与惣左衛門

一魯コン江戸表滞留は凡十四五日の由にて 私事も今般出府を幸にして 彼地より直に帰国可仕と当節はいろ／＼手を尽居候へ共奉行衆始被申聞候には コンシユルも帰国前に候へは其許も知られる通ケ様にいろ／＼御用多に候へは何分其假相返し候儀は出来不申今少しの間に候間是非／＼同道又々帰函不致ては相叶不申 等と被申聞 既に昨日も今日も亀田迄かけ廻り候へ共 組頭一同も矢張右同様の事にて何とも相困居申候

一当春外国奉行帰府の節 同支配定役森鉢太郎と申人は 先年御地へ御普請役にて度々被相詰候森逸人と申人の実子にて別て懇意仕候間 立廣作と兩人にて当所不自由の小間物の内口差下し方相頼候処 漸一昨十八日到着仕候内 私は前申上候通近々出府彼地にて相求可申候間 甚如何の品差出も恐入候へ共 左の品々幸便御送申上候間御取捨被仰

付被下候は、本懐の至奉存候

一喜勢留 三本 一はるのほたし 少々

一不換金 拾本 一狼毫 拾本

一雁紙書翰筒 五拾枚 一寸き油 六口

一鬢附 式ばん 五本

三ばん 五本

以上

一当所亀田丸は未だ御地へ罷在可申 横関上村へ別段書状差立不申候間 御序の折よろしく御傳聲奉願候

一ボガテリ船にて御送被下候品々則ち未だ御受取不申上や 定て御地へ

持候御儀と奉存 御幸便御送下ケ奉願上候

右廉々荒々可申上ため早々如此御座候 頓首

一前文申上候通の次第に候へば どふで又々引返不申ては相叶申間敷 夫とも出府の上にては又々相はたらき直に帰国仕候様可仕候 一申上度次第も候へ共 当所へ久々在留罷在候英商人ガルトネル儀明曉 当港出帆御地へ相越候間 書状等差出不申やの旨以書面只今為相知具候間 急き筆取荒々肝要の廉のみ奉申上候 書外追便多分東都より可申上 早々如此御座候 恐惶謹白

元治二丑正月十一日英商ガルトネル帆船前商船より相達す

子十一月廿日夜十一時

浦太郎 印

九拜

御父上様

膝下

丑二月十日ボカテル朝六字出帆前晚士官シデンシネルへ相頼返翰差出

追啓奉申上候 其後は打絶 御母上様始御伯父様方御伯母様方先生方弟
妹中御同役様方其外村役人中へも更に御伺状差出不申 意外の御無音打
過候段御序よろしく被仰上置被下度奉願候 いつれ来丑正月十五六日頃
迄は滞府可仕候間 何か彼地相應の御用も候ハ、可相成丈御急き彼地へ
御申越奉願候 但彼地において私旅宿未だ決定不仕候間 左の面々へ御
宛被下候へは私の旅宿へ相届け可申候

下谷中御徒町外国奉行支配調役相勤居申候 日比野清作

音羽町耆丁目西青柳丁角 護国寺前 外国定役 森 鉢太郎

小石川同心町 御小人目付 久松藤次郎

御成道横丁 外神田山本町代地立身不動の脇 田中廉太郎

〔以下別筆のメモ〕

一元治二丑年二月十日朝六字ホガテル軍艦箱館表へ罷越候船便に船將
ブーホリツ并コストロフ兩人へ相頼 箱館表浦太郎書状耆封并蕎麦粉
入箱耆ツざぼん入苞耆ツ相贈ル 尤も右兩人留主に付士官シデンシネ
ルへ相頼置 マレンタ通弁也

一 書状 耆封 一 箱耆ツ 一 苞耆ツ

ズ三桁 箱館表浦太郎に相送る

二月九日夜八字過 士官シデンシネルに相渡す

五六 慶應二(一八六六)年十一月十七日 志賀親憲宛て

1866 慶應二寅年十一月廿三日外国多じブとの内〇すへずより書状

同三卯年正月廿一日袋町石崎氏より相達す

〔書状上段に左記別紙挿入あり〕

書状上書の雛形	ゑじぶとの内
日本國長崎稲佐	すへずより
志賀和一郎様	志賀浦太郎

一筆拝啓仕候 甚暑凌兼候処へこの甚暑と申すは其御国にては当節寒
中に候へ共此邊にては赤道の近き所に候へは暑氣甚しければ前文暑氣
甚しくとは申上候事と御推知を奉願なり、皆様被為揃益御機嫌能被為
遊御起居恐悦此事に御座候 次に私義御地出帆後追々愚礼さし出置候
間 唐国内英領香港よりさし出候分まで追々御落手御覽被仰付候御事
と奉存候 扱其後は十月廿三日巳上刻より一同香港へ上陸支那の駕籠
にて市中所々見分仕候処 彼地は随分開け居余程歐羅巴の建物も盛ん
にして又支那人の物賣ふ店も盛なり 支那の産物は上陸口りも安價の
よふ被存候 午中刻一同帰船未中刻香港を出帆 翌廿四日頃より追々
暑氣相増廿五六に至りてはます／＼甚しく只夕立をまつのみに御座候
既に食事の時等はターフルの上に巾耆尺五寸位の板の長きをつりて
食事中其板に紐を付け人を以ておおがしむ位の事に御座候 同念七日
辰の下刻佛領サイゴン港へ 当所も元支那領なれど今より六年前より

佛にて領する所にしていまだ十分には開けざれど往々は格別盛んに成行べくとぞんじ候 香港には英の鎮臺□□当国には佛蘭西の奉行職在任す 専ら米を收納する処なり 未中刻エゼント組合（飛脚船の主なり）迎船及び案内のものを得て一同上陸其所の奉行を尋問し直様帰船せり 翌念八使節の頼によりて朝の内買物として上陸 直に帰船午中刻同所出帆せり 十一月朔日己上刻シンガポール内ニウ・バルポール（新港）と唱候所の佛石炭小屋有る所へ着船 さん橋に船を横付けに付け速に石炭を積入る 当地は英領なり 此所土人はいつれも坊主にて着物は白金巾或はかむり皿紗様のものを巾のまま腰に巻 頭へも巻き居る習ひなり 尤賤きものは腰へのみ麻のよふなるきたなき切れを巻たのみにて居るもあり 右新港はシンガポール市町をはなるゝ事凡□里 一同馬車にてシンガポール市中へ出かけ所々見物 申下刻一同帰船す 同初二卯上刻右シンガポール同新港と唱候所を蒸氣にて出帆せり

右シンガポールより天竺セーロンへの航海中十一月三日夕刻船中にてしるす
追々赤道に近寄候へは十一月四日頃より暑氣ますゝ甚し 同月八日天竺セーロンと唱候英領の港へ着 当所社則釈迦の生れ故郷にて其日一同上陸旅舎へ参り馬車を雇ひ所々見分仕候処至ていまだ開けさる所にて 其夜は右旅舎へ一同一泊 翌九日朝馬車五乗にて釈迦の修行せし山へ相越見候処 一ノ寺あり則日本の浄土宗の如し 矢張南無阿彌だ仏と申し拝し候由 大なる木像を祭り有り 其木像は矢張天と地へ指を差居申候 和尚ありいろゝの故事を承り釈迦の染筆の経文を寶物にしてありて是を為見候間 御国にていわば御初穂を奉て右経文三本になりたるを式三枚受け 直様旅舎へ立戻り食事をして帰船し 同

日昼九ツ時右セーロンの港を出帆仕アードンと申処へ参る航海中に御座候 尤今日の正午に測量仕候処 アードン迄は最早式百式十四里相残居候間 朝四ツ時頃には着可仕候
右十一月十六日夜認め申候

十一月十七日朝五ツ時アフリカ州の内英領アードンと申所に着直様上陸 和州駿州小嶋源平衛名村五人郎一同馬車にて所々見物仕候処 当所は水并草木更になし 雨は四年半前降しまゝにて其後降不申由三十四年前英領に成候所にていまだ十分には開け居不申 乍去炮臺等は所々に築き有之警衛は過分に届き居申候 井戸は掘れとも汐水なれは右汐水を機械にて製し真水に直し呑み候由 木材其外野菜等もアラビア辺より運送いたし候由 当所にてはじめて生物のらくだ并兎馬を見申候 是もアラビアより取寄せ候由

一最早すゑすへは五日をして着の積に御座候 其すゑすにて此飛脚船より上陸 同所より蒸氣車にてあれきさんととりやと申所へ相越 同所より又飛脚船へ乗しイタリヤの一島に立寄 佛国まるせりひへ相越上陸蒸氣車にて佛都巴里西へ相越五六日滞留 矢張蒸氣車にてぶるしや国都部留里んへ相越 夫より魯都べちゑるぶるぐへ着は凡当寅年十二月廿日頃の積に御座候 扱是より相越候前文すへす着の上は模様次第にて御国へ御用状差立候積御座候間今晚認置申候 乍去時宜に御用状差立不申候は、佛都着の上は兎に角に御用状差立候間 猶是非模様申上候積に候間 其節此愚礼も一同にして差出し可申候 すへすにて上陸の節は夫より蒸氣車に乗り又荷物を荷蒸氣車へ為乗候へは着のみ着のまゝにて 荷は上陸前明日より手廻りの道具迄すつかりこふり掛り候へ 迎も書状を認候事などは出来兼申候間実は此夜封し置申候 蒸氣車は昼夜を分ずはしり候間 既に佛まるせりいよりぱりす迄は一

昼夜にて参り候候事に御座候

一 出立前 筑前侯其外御地鎮臺能勢隅州大熊或は江戸にては中臺等より
羅紗其外象皮等注文は受け候へとも 金子は一向に受取来り不申 外
同行の者共は注文受候者は夫々金子受取来り居 何分相困候間 可相
成向々へ早々為御問合被下 急便にて為替にても被成下候は、都合も
宜敷可有御座 左無御座ては右の内少々宛も見本同道に相調帰り 猶
申遣し候様仕候心得に御座候

一 申上度海外所々の珍事は沢山御座候へ共 逆も愚筆に能ひ申さず 兎
角帰国目出度拜謁の上巨細可申上と相楽み居申候 右御安否伺旁旅行
見聞せし事の内ほんの荒々申上度 猶佛都着の上期出状の時候 敬
白

慶應二

寅十一月十七日夜 十一時アーデンより

スエスへの航海中船中にて認終夜 浦太郎親朋 九拜

慶應三卯年正月二十一日 袋町 石崎氏より相達す

御父上様

御母上様

膝下

追啓申上候迄も無御座候へ共 御全家様はしめ御親類中は申におよば
す皆々様被為揃時候御自愛專一奉折候

一 外々様へ書状不仕御父上様へのみ愚札差出候へは 多くは御親類中
或は大熊其外の他向へ私の愚札を其俣為御見被成下候由は兼て承知仕

居 然ル所ケ様船も動揺中其外取紛中認候事に候へは愚筆の上猶愚筆
浅文殆と恥入申候へは 御親類中の外へはたゞ御物語のみに被成下候
様奉願候○何か申上候へはついくど、相成又其次を申上度相成偏に
際限無御座実に佛都着の上猶可得尊意と重て敬白
皆々様へ御無音の御託は兼て申上置候へ共 御序の折ケ様に出状不仕失
敬の段可然被仰傳被下置奉願候 以上

五七 慶應三（一八六七）年九月一日 志賀親憲宛て

慶應三年卯十月□□□□相達す

今般当地豆州□□□□幸便を得一筆啓上仕候 殊□□候に相成候処被為
揃益御機嫌能可被遊御起居恐賀至極の御儀奉存候 次に私義無異相勤
申候乍憚御休意可被成下候 然は私義も当表へ帰着いろ、手を尽し
漸御地奉行の支配被仰付 早速当地發足御地へ□越仕候積の処引越料
其外御手当金等の取越の儀段々延引 漸先月中旬相渡り候間、惣高金
百拾四兩余内金二拾六兩余は魯国都府において買調候書籍代の内不足
の分御用金の内より□替願払候分即日返納仕候事、不取敢大急にて支
度仕は候へ共何分差向御地への幸便船も無御座無余儀横濱迄陸地相越
彼地にて懇意の外国人へ問合幸便船にて出崎の積にて先月廿日当地出
立仕候心組にて罷在候処 同十四日組頭矢村戸四郎より御殿へ罷出候
様申来候間出仕候処 明十五日乗込にて明後十六日品川沖出帆兵庫へ
行夫より長崎の参り候御用船有之候間 若支度相届候は、明日乗込候
様被達候へ共 何分仕度差掛り相届き兼付ては其便へも乗込兼罷在候
処

志賀浦太郎殿矢村戸四郎

魯国コンシユル麻布仙臺坂春桃院滞留中為通弁御用其許義同所へ詰切の儀外国奉行より申上相成候趣に付 いづれ右の趣被仰渡可有之候間 右コンシユル滞留中春桃院へ詰切候様可致旨 伊豆守殿被仰聞候間被得其意同所へ詰切候様可被致候 此段相達申候以上 八月十七日尚以一昨十五日河津安芸守殿長崎奉行被仰付候 乍序此段も相□□

右に付翌十八日より春桃院隣寺善福寺外国方役所へ詰切申候 然る処魯コンシユル儀□昨年中彼都へ使節被遣候事件に付国帝より大君への書翰持参 其外新條約江戸大阪其外□海岸兵庫開港の會議談判の委任国帝より被命来り候儀にて 当国滞留の儀は此後一ヶ月位は十分滞り可申 其上にて日光を拝礼し陸地箱館へ相帰り候由 其節は私義も護送の通弁にて箱館まで相越候様□成申候由 尤其節は外国奉行支配調役老人定役老人其余の役々いま以相知れ不申 是と申もいまた暁と相決し□□は無御座 先月廿三日老岐守殿御不快にて御国内事務総裁美濃守殿御宅應接の節も此よし申上候 付ては又々此御用に被引留相濟候上ならでは出崎無覚東何れ猶追々可申上 今朝河津へ魯コン同車にて乞暇として参り候節書状の用事もあらは無遠慮左様可申旨懇に被申聞候間 引取反訳数多にて取紛中いそぎあら／＼□認無異相勤罷在候事のみ申上候 最早只今にて風のなぎ次第被乗込候由に付申上度事も期後音 早々豆州へ為持さし出候 謹言

慶應三年

卯九月朔日 当賀

御父上様

浦太郎 九拜

膝下

追啓皆々様へ御序可然御仰通置被下度奉願上候 以上

五八 慶應四（一八六八）年一月二日 志賀親憲宛て

明治元辰三月九日書状同四月廿八日相達す

新禧の御慶千里同風奉恭祝候 御揃益御安體被為成御超歳欣拵の至奉存候 次に當境私儀無異加算仕候 乍憚御寛懷可被成下候 右年甫の御賀申上度以愚礼如斯御座候 猶期永日の時候 恐惶謹言

正月二日

御父上様

浦太郎親朋 花押

五九 慶應四年三月九日 志賀親憲宛て

一筆啓上候 追日暖和の候に相成候処 御一流様被為揃益御壯健被為成御超居奉恐賀候 二ツに私義無異消日罷在申候 乍憚御安意可被成下候 旧冬十二月麻布善福寺より差出候愚札定て御落掌被成下候事と奉存候 其後絶て何の愚札をも差出不申意外の御無音多罪御仁免被下べく候 扱追々御見分被為在候當時の形勢如何相成候事に候や 大君は御退隠伊大納言殿へ御相統の儀も先般京師へ御願立相成候へ共只今に何たる御沙汰も無之当分の内田安殿并松平三河守殿の御隠居にて西丸を御預り被成□慶喜公御事は当月十二日の晚七ツ時上野へ御引籠相成申候 何共恐入次第申上る迄も無之候へ共 大坂兵庫の始末統て其御地何とも言語に絶し申候 乍去御地は時の奉行河津豆州の見込にて両家へ預けに取斗 支配向一同一ト先被立退候段は何れにも名儀

は相立 敢て敵国は筑肥の両家へ向ひ乱妨狼籍も仕得申間敷 却て御地は御安懷の御事と奉存候 当時は定て少しは静謐の方と奉存候 当表は更に謐ならず市中は歩兵ども乱妨仕 諸色賣店へ至りては賣物を持逃仕 或は吉原深川の仮宅芝居町等へ到りては乱妨仕り 甚しきに至りては家を壊し 料理屋等にては喰逃をし剩金銭を強取し 市中大家にては白昼とも戸をさし罷在申候 私義も身分の儀何分いまた成就不在 然る処当月九月御殿より来翰 〔一〕志賀浦太郎殿 矢村戸四郎以手紙啓上いたし候 然は御談申儀有之候間 明後十一日西城御役所へ可被罷出候 以上 〔二〕則十一日の朝罷出候処 丁度加藤金四郎殿御目付被仰付候日にて 御同人へも久々にて面會 東條八太郎殿も出勤相成居同断久々にて面會 戸四郎殿と八太郎殿より談しは外儀に無御座 〔一〕私義も追々聞およひ候通 長崎表も右様筑肥へ御預けと□□ 奉行はじめ支配向一同一ト先帰府いたし候に付ては 私義は何れにも長崎へ帰り度心底に候や 又当所にて御奉公いたし度見込に候や厚く熟考の上存意可被申聞 〔一〕旨信太郎殿被申残置横濱へ出張被致候 尤三四日にて帰府相成候 〔二〕尤長崎へ帰るなれば御地迄の船賃位は出方にも相成候間 別段御手当等下ヶ候訳には到り不申 此儀も心得まで談し置 〔一〕との事に候間 〔二〕今日速に御請いたし兼候間猶勘考の上御請可申 〔一〕と相答候処 〔一〕成程一ト通の事にもなく候間御勘考の上我等兩人の内へ御存意御申聞あるへし 〔二〕との事に御座候間其日は直に御殿を引き 其後二日の大雨に付三日目の日築地南飯田町なる東條八太郎宅へ帰着仕見舞罷越候処 〔一〕今日は直様出勤致候間ゆる／＼御談し出来不申 此方にもいろ／＼御談しもあり候間明日は終日在宿いたし候に付明日来り候は、ゆる／＼御談しを可致 〔一〕との事に付其日は空しく帰宅 翌朝支那象牙の細工物老魯紙の巻

烟草百本入老箱佛産白紙手覚帳持参遣し 面會仕候節の対話左に申上候 〔八〕漸快晴に相成申候 先日は宜しき御殿にて御目に掛りいつも御壮健にて結構の御事に御座候 昨日は態々御出下され候を出掛り候処にて 遠方の所を空しく御帰し申 何共御氣の毒に存候 畢竟ゆる／＼御談しを致度故の事にて 〔補〕長崎表より御帰府相成候儀も更に存不申 先日御殿にて初て存候事にて御伺ひ申上候儀も大延引仕 且御内外御多用の所□□は御妨仕恐入候へ共 御着後御伺 且先日御殿にて御談有之候一件に付何度事も有之 且右御談申上へきため参上仕候 ○今日は終日在宅仕候間ゆる／＼御談可仕候 只今は被掛貴意遠旅の御土産品々御恵被下難有奉存候 △誠につまらぬ品にて入御覧候も恐入候へ共 御笑留被下難有奉存候 扱私義 〔一〕当地へ留り御奉公仕度や 又長崎へ帰度や 〔二〕の御尋も有之候処 彼地も当節にては両家へ御預相成先前の模様とも相違致候事にて 今帰崎仕候へば両親の側にて自己の安心は此事に候へ共 乍恐徳川御氏の威權衰主君御不運の折柄を見掛 親共の存意も不承帰崎仕候儀は甚不本意に御座候間 仮今如何様相困候共 上より御暇の出候節は別段の事 且親共の存意も不承候ては直に此俣帰崎仕候儀は致かたく候 ○成程大に御尤にて 盛衰を見て節をかへず といふあり 夫こそ生付の旗本御家人の我々の思ふ処 併此後徳川氏如何相成候や 更相分り不申自分共より無理に御引留申す事には無之と申て其御心底を不聞留御返し申す事も更に無之 其思召に候は、其段信太郎殿奉行並へ申上候様可仕候 △且又自分の事を自分にて申上候儀は甚恐入候へ共 私身分の儀も 魯國へ被遣候者不殘出立前共帰國後夫々身分御取立被成候へ共 私儀は其俣で根元高御扶持等は定役格に候へば三拾俵三人扶持役金三十五両の外に通弁御用に付十人扶持と五十両可頂の処 式拾俵式

人扶持にて役金もなく十人扶持もなく 旧冬親共より申越候には(一)長崎にて定役調役並等も出来候間 是迄遠国御用相勤罷在定役格にておまけに式式にて帰崎致候ては更に古郷へ錦と申訳に参り兼候間 たとひ今一兩年遅帰するとも精勤いたし一二階昇り相帰り候様(二)申越候趣も有之候間 一應親共へ今度御達の趣申遣存意不承にては御答も申上兼候 実私儀も往々通弁の肩書を御除き願度 付ては外に何を以御奉公いたすと覚へ候事も無御座候間 外国交際はます御執行被成候儀は必然に付 外国の事情少々よらず心得罷在候間 右外国人取扱ひの業を以御召遣ひ被下度 則当所にては鉄砲洲居留地も追々出来候間 右等の場所へ御召遣ひ被下度候 何分にも此俣にて帰崎親共へ面會仕かたく候 ○成程式式にて十口もなしと今初て承り候 併通弁の肩書を取除き候様にては最早森山名村五八郎西吉十郎の様の次第にて 丸て当所のものに成切りでなけりやいたし難く 追々身分も結構に相成候上にて帰り度とか 大人より帰してくれいと申越候ては誠に相困候間 いつれにも大人の御存意も早々厚と御聞合有之候方可然 但し尤長崎表にて何か筑州家等にてよきはなしもなきにもあらず候間 早々大人の方御聞合有之候方と奉存候 △承知仕候 早速急便にて親共の存意問合せ可申上候 何分よろしく奉存候 ○当所へ御居付被成候思召に候は身分等の事又族の役にいたし候事は如何様にも又仕法は御座候へ共 結構に相成候上にて長崎へ帰り度とか或は大人の方にて返して呉い等は誠に相困候間 よく御問合可被成候 △承知仕候左様候へは御暇仕度候 今日御多用にも可被為在を心なく長座御妨仕候段御捨免可被下候 ○久振ゆる御目に掛り大慶は仕候へ共 更に御構不申上御免被下べく候 互に挨拶畢て私義引取申候

右の次第に候間如何可仕や 實に十方暮罷在候間御仁慮奉伺候 尤自然黒田家にて外国人關係の役に被任候様の事は無之候や 魯国等へ同家より傳習人被遣候様に候は私事もどふか其仲間に入れ被遣候様願度御目通の上不申上候ては相分不申候へ共 各国一見仕候内警衛向砲臺等の築きは恐らく魯都のコロンスタート島の臺場に増りたるは無御座 彼地へ傳習人被遣候儀黒田家へも建白仕度心底 何分右の段御含被遊御序の折其御筋の御重役方へ御申立被下可然御周旋被成下度奉願上候 魯国帝より拝領品の内魯国有名の産皮へ金針線糸にて縫箔したる 彼国にては枕地 我邦にてはふくさか敷蒲団に相用ゆへき品余程美麗を尽くたる品に付是は筑州公へ献上いたし度積り罷在候へ共何分宜しき便無御座 折目を付け候ては金の針線に候間不宣誠に場を取候間差立方に相困罷在 当所詰御留守居衆へ差出候も其手続も心得不申 又風と霞ケ関へ罷出候も如何に候や当惑罷在申候 御差図奉願上候 ○御前様より被命候鉄炮の儀は先頃も申上候通歐羅巴にては誠に値段引合不申 横濱にて求候方安値に候へ共当節は鉄炮大流行にて法外の値段に付 折を見斗ひ相求め候心組に御座候 御沓等は魯国にて誂へ為拵持帰り申候 余程大形に仕候へ共御足に合候や 皮は魯皮にて余程吟味仕り既に價等は老足の御沓十一ルブレイ凡金六兩老分斗に候間 よろしき御沓に御座候 私帰国の折持帰り可申候 私義魯国滞留中御送申上候筑州御頼みの各国帝王並皇后王妃の写真は国名其外姓名等は帰国の上申上候様申上置候処 帰国追々延引大不都合 定て誰か夫々申上候事と奉存候 右二月廿九日認申候

一 其後三月三日の夜別紙△印の通東條八太郎より来状ニ付 翌四日朝同

人宅へ罷越候処一應挨拶をして○東條×私 ○扱此度長崎奉行も勤仕並寄合被仰付 支配向一同は小普請に被仰付 長崎局は御勘定所持に相成 尤支配向□□矢村戸四郎飯田正之助外老人は残御用も有之候間相残り御勘定奉行手に付御用相勤へく旨被仰付 奉行中臺信太郎は直様御目付被仰付候 付ては足下御身分の儀も中臺とも相談の上中臺より進達いたし候事も有之候へ共 両三日の内にケ様相変り候位の事にて 最早私共の勝手にも相成不申 ケ様引入候ては御世話も出来不申中臺とても御目付被仰付候上は長崎の事に關係更に無御座 誠当惑仕候仕合に候へ共 中臺は是迄崎局に在候事に付 先つ内々にて矢村も万事相談いたし候儀に付 今□□も中臺矢村の兩人へ御出被成御身分の儀厚御相談相成候方可然 御呼立申も失敬に候へ共一應御受合は不申候へ共何とか可致と申上置候間 一寸此段御談し申さんため御出相願候 ×左様候へは明夕刻にも矢村へ罷越 明後朝信太郎殿へ罷出候様可仕候

巨細の儀并雑話は略し置申候 夫より帰宅種々相考候上 翌日は大雨に付翌々六日昼後二時半頃下谷池の端吹抜通りなる矢村戸四郎方へ罷越候処 まだ御殿より引ケ不相成由に付暫く相待罷在候処 四時頃帰宅相成申候

○戸四郎△私 互に一應挨拶相済 △扱崎局も御廢し相成御勘定所持に被仰出 奉行衆は勤仕並 御支配向は一同小普請被仰付候趣 一昨日八太郎殿より承知益恐入候仕合にて 既に今明日にも勅使到着の由 如何相成候事に御座候や 付ては私事も当節は別段御用も無之且又種々厚と愚考仕候に 政を天朝へ御帰し相成候上は外国の交際とても乍恐徳川氏にて御扱ひ相成候訳には至り申間敷 殊に当時の形勢にては旗本御家人も追々御人減し相成可申 其節に至候ては私共の業前

の者は追々御遣筋も無之事に候間 長崎表には実父も罷在候事に御座候間一應帰国仕 御用の節は何時にてても被召寄候は、出府可仕候間左様仕り候方可然と奉存候 □□御意を相伺信太郎殿へも伺相決候心組に御座候 ○成程先達て中より御心願の儀も承知罷在 信太郎より進達いたし候儀も御座候へ共 今日形勢に至り候ては行われ申間敷御談しの趣御尤の事に御座候 然る処御帰国に付ては御手当等も相渡り候様信太郎とも内々相談可致候へ共 此節柄如何に候や 先達て中御船にて出府罷在候崎陽人帰国御手当等更に相渡り不申漸船賃丈ケ士官は五十ドルの積にて此金四十両是も漸の事にて相渡り候様相成候間とても十分の事は御受合出来申さず候 △此節柄何程困窮仕候社銘々より社算加として多少によらず御備金上納可仕形勢に付 左様御面倒に候は、御手当金等は更に頂き申間敷候 ○早速明朝信太郎も登城の上同人は御存の通御目付被仰付候へ共是迄永く崎局へ在り候ものゝ事に付 同人とも厚と内々相談の上御沙汰可仕候 △よろしき様奉願候

○巨細の義并雑話を略し置申候

挨拶をして帰宅仕 翌七日明ケ六ツ時少し前北六軒堀の宅を出四ツ谷ななどの町なる中臺へ参り面會を乞ひ申候 今日登城前無抛急の取調もの有之 今直様御目に掛り候儀何分致兼 御手透なれば少々御談しも有之候間少し御待下されたとの用人の取次口上に付相待 居間へ通り面會仕候

○中臺△私 互に久振面會仕候に付夫々懇意の挨拶をして○印前文矢村へ申間候通りの口上を述べ候処 ○誠に御尤の儀にて実は頃日御前の身分の事に付上へ申上置候事も有之候へ共 今日形勢に相成候ては如何相成候哉御聞も可有之 私の事も当節御目付被仰付候へ共根元より御名染の事に付何とか内々にて御周旋申度 是迄上の御為めにも

相成候御前の儀に付如何様にも御世話申度は山々に候へ共 御存の通日増徳川氏の衰へ方自分一人の身さへ行末如何と愚按いたす位の事に付 私しも呉々残念なから一ト先崎陽へ御歸りの方可然 猶此末成行の模様にては乍御苦勞又々御呼立申候やも難斗 其節は又御心よく御出府御頼申置候 長崎表も先達て中天朝より公家の内何とか申者を鎮臺に任し遣わされ候由 御帰国相成候には申す迄も無之候へ共徳川氏の家来にて今江戸より帰崎いたせし等と敵国の者承り候は、万一害を為すも難斗深く掛念いたし候間 たとへ姿を替る共更に彼人々の目立さる様御帰着の上 追々と彼方へ御取入の上御奉公の方可然 夫には大人も有之候間如何様にも宜敷仕法可有之 乍去節角御用心專一に御座候 △重々御懇命別て難有仕合奉存候 此上とも御用の節は何時にても御召出被下度奉願□候 ○承知仕候 且又極密彼地御着の上は書状の上書は商人どもの名にして 彼地一体の模様極密にて御申聞御頼申置候 △奉畏□可申上候 ○大人へも久々御無音仕居候間 御逢の上宜しく御鶴声御頼申候 △難有奉存候 申聞候様可仕候親共よりも定て御無音勝に可有御座候 御手前様にも随分御自愛專一奉折候 別段御用も無之候は、御暇いたさき度候 ○如何にも御名残おしく存候 返々、御自愛可被成候 夫より帰宅仕候処 今九日別紙×印の通矢村戸四郎より来状に付 別紙□印写の通相答申候 明後朝受取候積に御座候 一右申上候通の次第にて此節の形勢を乍愚熟考仕決心仕候 然る処今少の所当地且其御地の模様も見度奉存 殊に昨卯八月中相渡り候俣にて御切米御手当金御扶持等は更に相渡り不申 今に御證文も相□不申 且箱館方にては是迄の御手当御切米等にて傳習御手当の□備金三百五十兩等を引去り皆済相成 此度四十兩位にて何分船賃のみの事

にて此冬より何にも相渡り不申 何分崎仕兼候に付暇を取候訳には無御座 又上にては御暇の出候訳には無御座候へ共 先ツ其形たに候間爰こそ仮令商ひを仕候ても差構ひ無御座候間 当閏四月下旬より五月上旬にかけてイタリヤ国のミニストルの頼みにて同国産物掛役人のかゝるこの種紙を買候通弁を仕 夫を相仕舞 来る八九月の頃に相成候は、当国の模様も大凡相決御地も睨と相極り可申候間 其頃に至り少々にては夫にて金作を仕 当所世話に成候者への義理も為済 多少に寄らず土産もの等も相調帰宅仕度心得に御座候 実に此節柄とは乍申 十分遣ふだけ遣ひ身分は一階も登せず 御切米御手当等は渡さず今にては何だか暇を遣すには遣わされず 仕方がないのでしかも困りて居ると言ぬ斗りの様子にて候間 帰国の儀を申立候へは直様相済候段は宜敷候へ共 少しも手当もなく船賃のみわつか四十兩相渡帰れとの事は誠に此節柄とは乍申余り甚しき被成方に候間 既に矢村へ前書の通申候位の儀に付 前申上候通最早商ひを仕候ても更に差支無之位の事に付 イタリヤの右の一条を横濱にて致し仕舞 八九月頃帰国の上猶厚と仁慮を伺ひ私身分相定申度候 旗本御家人の内にも追々知行所へ引込或は暇を取商ひを始め候者も御座候 外国人に被頼候儀は御存も可有之 此節にては立派な布衣以上御目見以上の御役人さへ或はフランスミニストルに被雇被借 或は蘭ミニストルに被借 横濱或は当所の彼の館内へ同居致候者数多 決て恥入候事等は更に無之御安心可被成下 右イタリヤ国産物掛りの役人は閏四月中には横濱へ着の積に御座候 先ツ夫迄は空しく当所にて時日を消申候 猶追々可申上候 私付属の荷物等は追々横濱より外国船便の都合次第 江戸新材木町箱館屋喜兵衛の名前或は横濱商人或は外国人の名前にて御送り申上候積に御座候 私帰国の節は町人の姿に替へ御港へ着仕候 此段も御

含迄申上置候

一 御母上様へも伺ひさし出候 お高事当節如何仕居候や 当所にて妻を
もらひ帰国可仕や或は其御地へ帰国の上妻をもらひ候方可然や 此儀

は外国船の御幸便にて何れか御差函奉待上候

一 何か当所より買調帰べき御品も御座候は、御沙汰被下度 古道具其外
諸品其節のさわきにて委く直下り仕 余程安物御座候

一 先達て御地御変改地役人名前書御送被下拜見仕候処 小南栄十郎黒川
菊次郎の名前相見へ不申 如何仕候や奉候

一 当節は其御地如何の模様相成居候や 旧冬押詰り老度当春に成一度
都合両度御用状便にて伺状差出候へ共 両度共外国船にて御用状其俣
相返り申候 最早長崎奉行引拂候後着仕候趣に御座候

一 細川家の家来にて上田馬之助と申し今日箱根⁺や喜兵衛同道にて私宅へ
参られ私は今日初面會にて候へ共 右箱根屋喜兵衛は町人に候へ共大
君家劔術師範役桃井春藏弟子にて少々遣ひ 右馬之助は同弟子にて
七八年も懇意にいたし候者の由 明後十一日朝出立肥後熊本へ帰り夫
より御地へ罷越候間 一封さし出呉候様申候間幸便差出申候 則右
馬之助へ明朝写真を被頼面會仕候間其節相渡申候

一 此度京都より勅使并軍勢御差向ケ相成候に付 明日にも戦争の様の模
様にて市町は大さわきに御座候へ共 大君は東叡ひ山へ御引籠り相成
何所迄も御慎相成居決て此方よりは手出無之積 既に市町へ御觸も京
都より御差向ケ被成候面々へ決て無礼無之様との厳しき御触に御座候
然るに御差向ケの軍勢も此度大坂と京師との間に英ミニストルのさ
わきにて跡へ引返し候様の風説も御座候 如何相成候事に御座候や
一 申上度事も御座候へ共書余後便と申上残し 早々如此御座候
拜具謹言

三月九日夜二時

浦太郎親朋 印

御父上様

追啓申上候迄も無御座候へ共皆様被御揃時候御自愛專一奉願候
有司武鑑并年数早見今日改り候由にて出雲寺主人持来り候間有合の分
奉入御覽候 以上

六〇 明治二(一八六九)年九月十四日 備船契約書写

横濱千八百六十九年西洋第十月十八日

日本九月十四日

一 日本士官渡邊開拓大典志賀開拓権大典と横濱住居商人エドワル
ト。ウイッテルと左の件々を約定せり

一 千五百拾三トンなる英國蒸氣デルスの舶主并右船の船長と渡邊志賀
と老万式千五百弗にて雇入る事を取極る 右デルスを品川沖へ廻し
滞留七日の内士官其外凡五百拾人を乗せ家具外等凡六千五百八拾箇
并乗馬老疋を積込函館へ廻すへし 函館におゐて船客并荷物等を陸揚
ケ六日を過ぎる事 猶右船蝦夷嶋の内根室港へ廻し船客荷物等陸揚同
三日に過ぎる事 猶又蝦夷嶋の内宗谷へ相廻し残りの船客荷物等を陸
揚滞船三日に過ぎるへし〇・〇・〇航海中及び各港風波などにて
船客荷物揚御難致節は右の期限内不拘事
一 渡邊開拓大典志賀開拓権大典よりエドワルトウイッテルへ右雇料
拂方の儀は 五千弗は於横濱相拂残 七千五百弗は於品川沖墨是可銀
にて請取渡可致事
一 船中にて旅客の内八名は西洋賄 其余へは米塩野菜魚肉与へ 猶右煮
方等は船中にて可心得事

一 函館より水先案内の者人撰の儀は船長相心得雇入て給料は日本政府にて心得へし
△ 一 日本政府にて前條取極し日限の外 雇入る節は一日に付式百五十弗宛を日本政府にてエドワルト。ウイッテルへ拂うへし
右定約如件

渡邊開拓大主典 花押

志賀開拓權大主典 花押

船主 エドワルト。ウイッテル 印

証人 誰 印

〔左記書 4 行は志賀親朋によるもの〕

当所にて英文を堀主水訳候処英文にはケ様に有之候由

○ 尤一日延る毎に式百五十拾弗を拂ふへし○

△ 印の分英文に無之由

右の訳違に有之候由

六一 明治二年一月一日 備船契約書寫

寫

雇船約定□

現今当湊に碇泊罷在候千八百八拾六トン積にて好良の蒸氣船ヤンチーの持主エフ、ストラントベルク氏 日本政府の士官にて此事に關涉被致候平尾伴之亟殿櫻田大助殿と今日左の件々を約諾せり

一 右蒸氣船は堅固にして如何成旅行の用にも相適ひ可申候に付 今般当湊より薩吟連島の南方に在る湊に廻し横濱へ帰帆のため 日本政府へ御雇相成候事 尤往返共品川並箱館立寄且政府御用の品により其外の良湊にも立寄御免許可有之候事

一 右船御雇に付致運送候荷物は衣服食料家具等にて 右船にて積込候適宜の量を過ぎ申間敷候事

一 荷物并船客上ケ卸しの義は日本政府にて御引受雜費御拂被下候事

一 水先案内は日本政府にて功者のもの御人撰相成為乗組可被下候事 且ツ 諸湊租税も右政府にて御引受の事

一 船客食料の米野菜魚肉水并煮方は船にて用意可致候事

一 右蒸氣船御雇賃金毎日墨是可銀五百弗の割合を以日本政府より御拂可被下候事 但蒸氣用の石炭代は右銀高の内□□□ 其外失費は別段の事

一 此約定取結ひ候印として洋銀老万弗前拂にてウヲルス、ホール商會へ御渡可被下候 殘金の儀は右船当湊へ帰帆の上御拂可被下候事

一 右船若し兵火を罹り 或は未知の敵湊に入りて船を奪取られ 又は不慮の損害を受け候節は 右船の價日本政府にて御贖可被下候 尤右船價は洋銀拾七萬五千弗と定置候事

一 此雇船約定は当月二日朝より右船当湊帰着いたし御用濟相成候迄の事 但航海中風波等有之節は格別の事

右千八百六十九年第一月一日於横濱 本書扣とも姓名を手記いたし候事

エフ、ストランドベルク

証人

何某

ウヲルス、ホール商社

大蔵省出納司へ差入候證□写

證

六二 明治二年九月十七日 石橋助十郎より志賀謙一郎宛て

□□と申人を通□□致候私訳不致□□

益御多祥奉賀候 陳者唯今当省へ英商アスプネル社中□エスコムと申者参り 蒸氣サルトン船横濱湊に碇泊致居候間 函館又は樺太等へ御用有之候は、右船御雇被下度旨其筋へ申立呉候様申聞候間 此段不取敢申上候 委細は別紙にて御承知可被下候 右可得御意如此御座候早々以上

九月十七日

覚

六四 明治二年九月十四日 松屋伊助代貞助「覚」

尚々本文の義 御挨拶相同旨申聞候間御書答相願候
一兼て願置候通チヤルトル一件に付佐々木へ御掛合被下候趣 千万難有可□拝晤 萬謝可申尽候以上

一洋銀五千枚

五拾九匁五分五厘替

商社買上

代金四千九百六拾貳兩貳分

外に

銀七拾五匁

分合納

別紙

別紙在中

一洋銀千枚

五拾九匁六分替

代金九百九拾三兩壹分と銀五匁

ズ金五千九百五拾七匁と銀五匁

右の通牒に奉請取候以上

松屋伊助代

己九月十四日

貞助 印

六三 明治二年九月十日 志賀開拓使権大主典「證書写」

□仕掛蒸氣サルトン積高千百トン

人員千貳百人外に荷物六千ビユル積入可申候

□□□□□□□□□□□□□□

上

六五 明治二年九月十五日 黒江屋友七「覚」

覚

一 洋銀六千四百九拾三枚四分 但 壹枚に付銀六拾壹匁七分替

此金六千六百七拾七兩壹分貳朱 銀貳匁七分九厘

内

金六千四百四拾貳兩三分と 永六拾六文引

差引

金貳百三拾四兩貳分と銀六匁三分三厘

外に

洋銀六枚六分

但壹枚に付銀六拾匁替

代金六兩貳分と銀六匁

右の通相成申候以上

洲干町貳拾番

黒江屋

己九月十五日

友七 印

上

六六 明治二年九月十五日 渡邊・志賀より黒江屋宛て「借用証写」

覚

一金貳百三拾四兩貳分と銀貳分九厘

一金六兩貳分と銀六匁

合金貳百四拾壹兩と銀六匁貳分九厘

此日分十五日より十七日迄八分三分

銀五拾七匁九分六厘

此金三分三朱と銀壹匁七分壹厘

右はドル買入不足金書面の通借用

致すもの也

明治二

己九月十五日

渡邊開拓大主典 印

志賀開拓權大主典 印

黒江屋

友七殿

六七 明治二年九月十七日 志賀親朋開拓權大主典「差入證書写」

大藏省出納司へ差入候證書写

證

一金五千九百五拾七兩と銀五匁

商社納分合共

此洋銀六千枚

一金六千六百七拾七兩壹分貳朱と銀貳匁七分九厘

此洋銀六千四百九拾三枚四分

金壹萬貳千六百三拾四兩壹分貳朱と銀七匁七分九厘

内

金壹萬貳千四百兩

請取

差引不足金左の通

一金貳百三拾四兩貳分と銀貳分九厘

一金六兩貳分と銀六匁 但老枚につき銀六十匁替

此洋銀六枚六分

一銀五拾七匁九分六厘 十五日より十七日迄三日分日分

ノ 金貳百四拾貳兩と銀四匁貳分五厘

此永七拾文八分

右正に致落手候也

己九月十七日 志賀開拓權大主典 印

六八 明治二年九月十七日 渡邊・志賀「英船雇借代メキシコ銀買上

明細」

横濱英吉利老番ジャルジン社中エドワルト・ウイツテル持蒸氣テール

ス船雇借代墨是可銀買上勘定仕上

一墨是可銀五千枚

代金四千九百六拾貳兩貳分

一銀七拾五匁 但老枚に付五拾九匁五分五厘替
定式分合松屋伊助より商社へ相納候分

代金老兩壹分

右は横濱南仲通老丁目松屋伊助を以商社より買上候分

一墨是可銀千枚

代金九百九拾三兩壹分と銀五匁

右は松屋伊助より買上候分

一墨是可銀六千四百九拾三枚四分 但老枚に付銀六拾老匁七分替

一同六枚六分

代金六兩貳分と銀六匁

右は横濱洲千町貳拾番黒江屋友七より買上候分

ノ 墨是可銀老萬貳千五百枚

代金老萬貳千六百三拾九兩貳分式朱と銀拾三匁七分九厘

外

金老兩壹分 前書商社へ相納候分合

合金老萬貳千六百四拾兩三分 銀拾參匁七分九厘

此〇三朱と式匁五分四厘

内

金老萬貳千四百兩 九月 日大藏省より志賀權大主典請取候分

同十四日十五日兩日に渡邊大主典志賀權大主

典右横濱商人兩人へ相拂候事

差引

不足金貳百四拾老兩老朱と銀貳匁五分四厘

是は前書黒江や友七へ九月十五日より同十七日迄都合三日分

日分左の通可相拂對談にて借用致置候事

銀五拾七匁九分六厘

是は右不足金日分黒江屋友七へ相渡分

二口 合金貳百四拾貳兩と銀四匁貳分五厘

右は式分判三井手形にて九月十七日大藏省出納司より志賀權大主典

落手 良刻横濱洲千町貳拾番黒江や友七へ宛 宮中より記録掛小貢

權大主典の手を經 驛通司へ相談差立候事

渡邊開拓大主典
志賀開拓權大主典

謝 辞

本稿はJSPS科研費15K02403「江戸期～昭和前期の日露交流史の諸問題に関する実証的研究」および20K00464「近代日露交流史の諸問題に関する実証的研究」の助成を受けた研究成果の一部である。本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課には閲覧と複写の便宜をはかっていただき、長崎歴史文化博物館からは翻刻のご許可をいただいた。以上、記して感謝の意を表す。